

小牧市農業公園の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市条例第 2 号

## 小牧市農業公園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、小牧市農業公園（以下「農業公園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 身近な農業を通して食の大切さを理解する場とするとともに、里山を活かした自然環境とのふれあいを通して農業振興の発信の場とするため、農業公園を設置する。

(名称及び位置)

第3条 農業公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小牧市農業公園	小牧市大字野口205番地

(事業)

第4条 農業公園で行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 農業体験、収穫体験等市民の農への関心を高める事業
- (2) 講座の実施、情報発信等市民の農への理解を深める事業
- (3) 食育に関する事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

(農業公園の管理)

第5条 市長は、農業公園の管理を法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(農業公園を利用する者の義務)

第6条 農業公園を利用する者は、農業公園の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに指定管理者の指示に従わなければならない。

(利用の中止命令)

第7条 指定管理者は、次に掲げる場合は、農業公園を利用する者に対して利用の中止を命ずることができる。

- (1) 農業公園を利用する者が前条の規定に違反した場合
- (2) 農業公園の管理上支障があると認めた場合

2 市長は、公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、農業公園を利用する者に対して利用の中止を命ずることができる。

(貸し農園の利用の許可)

第8条 農業公園の貸し農園（以下「貸し農園」という。）を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、貸し農園の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(貸し農園の利用の不許可)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸し農園の利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 貸し農園を毀損するおそれがあると認めるとき。

(3) 農業公園の管理上支障があると認めるとき。

(4) その他利用させることが適当でないとき。

(特別の設備)

第10条 貸し農園を利用しようとする者であって、第8条第1項の許可を受けたもの（以下「貸し農園利用者」という。）は、貸し農園に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用権の譲渡の禁止等)

第11条 貸し農園利用者は、利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 貸し農園利用者は、第8条第2項の規定により許可に付けられた条件に従わなければならない。

(許可の取消し)

第12条 指定管理者は、貸し農園利用者が第6条又は前条の規定に違反したときは、第8条第1項の許可を取り消すことができる。

(使用料)

第13条 貸し農園利用者は、別表に定める使用料を指定管理者が指定する日までに納付しなければならない。

2 市長は、公益上必要があると認めるとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当す

るときは、還付することができる。

(1) 第7条第1項第2号又は第2項の規定により利用の中止を命じたとき。

(2) 災害その他特別の理由により利用ができなくなったとき。

(3) 貸し農園利用者が、その利用日の3日前までに利用の変更又は取消しの申請をした場合において、指定管理者が許可をしたとき。

(原状回復)

第14条 貸し農園利用者は、貸し農園の利用を終了したとき、第7条第1項第1号の規定により利用の中止を命ぜられたとき、又は第12条の規定により許可を取り消されたときは、速やかに貸し農園を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失によって農業公園又はその設備、備品等を毀損し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(指定管理者の指定の手續)

第16条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる基準に従い、適当と認められる団体を選定するものとする。

(1) 農業公園を利用する者の平等な利用を確保するとともにサービスの向上を図ることができること。

(2) 事業計画書の内容が、農業公園の適切な維持管理を図るものであるとともに管理に係る経費の縮減を図るものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(4) その他農業公園の設置の目的を達成するために十分な能力を有していること。

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に定める事業の実施に関する業務
- (2) 農業公園の利用に関する業務
- (3) 貸し農園の利用の許可、利用の不許可、許可の取消しその他利用許可に関する業務
- (4) 維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、農業公園の管理に関し市長が必要と認める業務  
(管理の基準)

第18条 指定管理者は、開園時間、休園日その他の規則で定める管理の基準に従って農業公園の管理を行わなければならない。

(過料)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条又は第11条第2項の規定に違反した者
- (2) 第7条の規定による利用の中止命令又は第12条の規定による許可の取消しに違反して利用した者
- (3) 第8条第1項の許可を受けずに貸し農園を利用した者
- (4) その他不正の方法により第8条第1項の許可を受けて貸し農園を利用した者

2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。

(規則への委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、農業公園の管理について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和10年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第16条並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定による利用の許可等（以下「許可等」という。）及び許可等に係る申請等（以下「申請等」という。）については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例及びこ

れに基づく規則の規定の例により行うことができる。この場合において、第8条、第9条、第10条及び第12条の規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

- 3 前項の規定により市長が行った許可等及び市長に対して行われた申請等については、施行日以後は、指定管理者が行った許可等及び指定管理者に対して行われた申請等とみなしてこの条例及びこれに基づく規則の規定を適用する。

(小牧市都市公園条例の一部改正)

- 4 小牧市都市公園条例(昭和50年小牧市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び法」を「、法」に改め、「命令」の次に「及び他の条例」を加える。

別表(第13条関係)

区分	単位	使用料
貸し農園	1平方メートル1年につき	800円

備考

- 1 使用の期間が1年未満であるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 2 使用料の額に1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。